

# I 山陽女子短期大学学則（抜粋）

## 第1章 総 則

### （教育理念）

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、山陽女学園の伝統の精神に基づいて大学教育を行い、教養と専門性を兼ね備え、地域に貢献する女性の育成を教育理念とする。このことを具現化するために、以下の4点を全学的教育目的とする。

- (1) 教養教育及び健康・医療を核とした専門基礎教育の徹底。
- (2) 実践に即した豊富な実習を中心とした教育。
- (3) 資格を活かして、地域に貢献できる人材の養成。
- (4) 地域における生涯学習の拠点化と地域連携の推進。

### （学科の目的）

第1条の2 学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人間生活学科は、生活するうえで必要な社会常識や日常的技能を含む教養及び専門的知識・技能を修得し、豊かな人間性を備え、社会の中で自立した生き方のできる人材を養成する。
- (2) 食物栄養学科は、食に関する専門教育を基本とし、職業に関わる能力を育成するとともに、幅広い教養と豊かな人間性の涵養を図り、食を通して社会に貢献できる人材を育成する。
- (3) 臨床検査学科は、高度に進歩・発展する医療を支える、臨床検査の専門的知識とその技術を修得し、合わせて社会人としての教養を備えた臨床検査技師を養成する。

### （自己評価等）

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

### （教育内容の改善のための組織的な研修等）

第2条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

## 第2章 学科・学生定員及び修業年限

### （学科及び学生定員）

第3条 （省略。附則を参照のこと。）

### （修業年限及び在学年限）

第4条 人間生活学科及び食物栄養学科の修業年限は2年、臨床検査学科は3年とする。

2 学生の在学期間は人間生活学科及び食物栄養学科は4年、臨床検査学科は6年を越えることはできない。

## 第3章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本学における休業日を次のとおり定める。

土曜日及び日曜日

国民の祝日及びその振替日

創立記念日 10月16日

春季休業日 3月1日から3月31日まで

夏季休業日 8月12日から9月20日まで

冬季休業日 12月23日から1月6日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

## 第4章 教 育 課 程

(開設授業科目及びその単位数)

第9条 本学において開設する教養科目及び専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は別表1号に掲げるとおりとする。ただし、栄養士養成施設及び調理師養成施設の教育課程については別に定める。(別表省略)

第10条 医療秘書実務士、医師事務作業補助実務士、診療情報管理実務士、メディカルクラーク及びドクターズクラーク等の資格・称号を得ようとする者のため別表2号に示す職業教育に関する科目をおく。(別表省略)

## 第5章 履修の方法・学修の評価・課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、学年に分けて履修させるものとする。

(履修すべき科目の登録)

第12条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は前条において登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(単位修得の認定)

第13条 各授業科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は試験・論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第14条 試験等の時期は原則として学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行なうことができる。

(試験等の受験資格)

第15条 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は試験を受けることはできない。

(再試験・追試験)

第16条 病気等やむを得ない事情により試験等を受験できなかったと学長が認めた者については再試験又は追試験の機会を与えることができる。

(学修の評価)

第17条 試験等の評価はS・A・B・C・Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(単位)

第18条 各授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第19条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、15単位を限度として本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第20条第3項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第20条 学生は、教育上有益と認められるときは、学長の許可を得て短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行うことができる。

2 前項の学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により修得した単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位若しくは前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位数以外のものについては、合わせて15単位（臨床検査学科においては20単位）を超えないものとする。ただし、専門教育科目については、同じ養成校（認定校、指定校）で修得した単位のみ認める。

(卒業の要件)

第22条 2年（臨床検査学科においては3年）以上在学し、第9条別表1号に定める所定の授業科目を修め62単位（臨床検査学科においては117単位）以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。（学生便覧の教育課程表を参照のこと。）

(卒業証書及び学位授与)

第23条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び短期大学士の学位を授与する。

第24条（省略。学生便覧P50を参照のこと）

## 第6章 入学・退学・転学及び休学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第26条 本学に入学することのできる女子は次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した女子とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18才に達した者

(入学検定料)

第27条 本学に入学を志願する者は本学所定の書類に別表4号に示す入学検定料を添えて提出しなけれ

ばならない。(別表省略)

2 提出の時期・方法・同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者については、第26条の規定にかかわらず、選考の上、再入学として入学を許可することがある。

(1) 本学の一の学科を卒業した者又は本学の最終学年次生で卒業見込みの者が、更に同一学科の他のコース若しくは他の学科に入学を願い出たとき

(2) 願いにより本学を退学した者が退学後2年以内に入学を願い出たとき

2 この場合の選考方法、修業年限及び在学年限は別に定める。

3 第1項第2号の者が、退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

4 再入学の場合の入学検定料は別表5号に掲げるとおりとする。(別表省略)

(転入学)

第29条 他の短期大学から転入学を希望する者があるときは欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。ただし、調理師養成施設への転入学については、指定養成施設からに限るものとする。

2 転入学の場合の入学検定料は別表6号に示すところとし、その他の必要な手続きは別に定める。(別表省略)

(入学に関する手続き等)

第30条 本学に入学を許可された者は指定の期間内に入学料その他の学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には入学許可を取り消すものとする。

(保証人)

第31条 入学を許可された者は保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならない。

第32条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

第33条 保証人は父母又は成年の親族とし、独立の生計を営なむ者とする。

第34条 保証人が変更したとき、転居したときは直ちに届出なければならない。

(転学科)

第35条 学生が他の学科に移ることを志望するときは、所属学科及び志望学科の議を経て、学長の承認を受けなければならない。

2 転学科の取扱いに関する細則は、別に定める。(細則省略)

(退学)

第36条 退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(転学)

第37条 他の大学等へ転学を希望する者は保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(休学)

第38条 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、保証人連署のう

え、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第39条 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者（長期履修制度学生は、除く。）にあっては、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して所属学科の修業年限を超えることができない。

3 休学期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第40条 休学期間満了のとき、又は休学期間であっても、その事由が消滅したときは学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第4条に規定する在学年限を超えた者

(2) 授業料の納入の義務を怠り督促を受けてもなお納入しない者

(復籍)

第41条の2 前条第2の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、教授会の議を経て学長がこれを許可することが出来る。

## 第7章 授業料・入学料その他の費用

(入学料)

第42条 本学に入学を許可された者は別表7号に定める入学料を納入しなければならない。

(別表省略)

2 入学料の納入の時期・納入方法等必要な事項は別に定める。

(授業料)

第43条 授業料の年額は別表8号に定めるところによる。(別表省略)

2 授業料の納入の時期・納入方法等必要な事項は別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第44条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者、又は停学中の者は当該期の授業料全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第45条 休学した者については次の算式により算定した授業料の全額を免除する。ただし、休学開始日が月の初日のときは当月からとする。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

(その他の費用)

第46条 入学料・授業料のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納入金の種類・金額・納入に必要な手続き等については別に定める。

(授業料等納入金の不還付)

第47条 既納の授業料等納入金は理由の如何を問わず還付しない。

## 第8章 教職員組織(省略)

## 第9章 教授会(省略)

## 第10章 専攻科

(専攻科)

第56条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

診療情報管理専攻

(目的)

第57条 専攻科は、短期大学学科の基礎の上に、特別の専門課程による教授を行い、その研究を指導することを目的とする。

第57条の2 専攻の目的は、短期大学において修得した知識と技能の上に、より高度な専門的知識と技能を修得し、診療内容の分類方法や診療情報の処理と運用が行える能力を身に付けた、診療情報管理士を目指す人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第58条 専攻科の修業年限は1年とし、在学年限は2年とする。

(学生定員)

第59条 専攻科の学生定員は、10人とする。

(開設授業科目及びその単位数)

第60条 専攻科に関する開設授業科目及びその単位数は、別表3号のとおりとする。(別表省略)

(修了の要件)

第61条 専攻科を修了するためには、前条に定めた開設授業科目の23単位を修得しなければならない。

(入学の要件)

第62条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 本学人間生活学科医療事務情報コースを卒業した者

(2) 一般社団法人日本病院会が指定する診療情報管理士養成校において病院会が必要な科目を修得した者と認め、かつ、本学が前号にいう者と同等以上の学力があると認めた者

(課程の修了)

第63条 専攻科において所定の期間修業し、所要の単位を修得した者には修了証書を授与する。

(入学検定料、入学料及び授業料等)

第64条 入学検定料、入学料、授業料、実験実習費及びその他教育に必要な費用は別表12号のとおりとする。(別表省略)

2 前項に規定する授業料等の納入方法等必要な事項は第43条第2項に準ずる。また、入学料については、本学卒業者はこれを免除する。

(その他の事項)

第65条 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は、本学則に定めるところによる。

## 第11章 科目等履修生・単位互換履修生・聴講生・研究生及び外国人学生

(科目等履修生)

第66条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生又は単位互換履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生又は単位互換履修生には、本学則第13条及び第17条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生は別表9号に掲げる授業料を受講する当初に一括納入するものとする。(別表省略)

4 科目等履修生又は単位互換履修生について必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第66条の2 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生には単位の認定を行わない。

3 聴講生は別表10号に掲げる聴講料を聴講する当初に一括納入するものとする。(別表省略)

4 聴講生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第67条 特定の研究題目を掲げて、本学において研究を希望するものがあるときは本学の授業及び研究に支障がない限りにおいて、選考のうえ研究生として研究を許可することがある。

2 研究生は別表11号に掲げる研究料を研究する当初に一括納入するものとする。(別表省略)

3 研究生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第68条 帰国子女、外国人留学生及び社会人で本学に入学を希望する者は選考のうえ入学を許可する。

## 第12章 賞 罰

(表 彰)

第69条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

(罰 則)

第70条 本学の定める規則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対し行なう。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
  - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第13章 地域連携センター

(地域連携センターの開設)

第71条 本学に地域連携センターを設置し、本学と自治体等外部の機関との連携事業及び交流の振興を図るとともに社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上と発展に貢献する。また、本学の教育・研究の進展に資する。

- 2 地域連携センターについて必要な事項は別に定める。

## 第14章 情報センター

(情報センター)

第71条の2 本学に情報センターを置く。

- 2 情報センターに関し必要な事項は別に定める。

## 第15章 図書館

(図書館)

第72条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

## 第16章 寄宿舎及びその他の厚生補導施設

(寄宿舎)

第73条 本学に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関し必要な事項は別に定める。

(その他の厚生補導施設)

第74条 本学に厚生補導のための施設としてカウンセリングルーム・保健室・学生ホール・食堂等を置く。

2 カウンセリングルーム等の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

附 則

(省 略)